

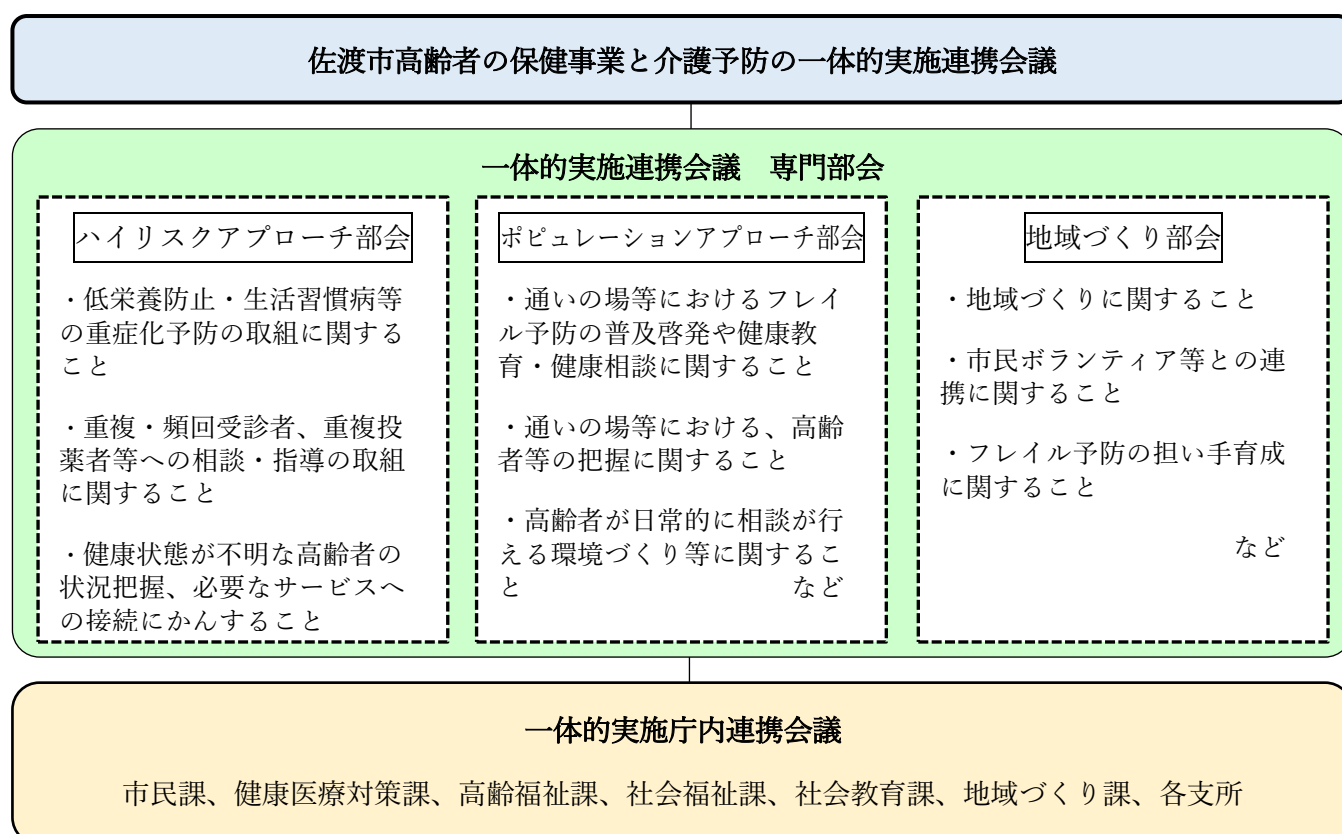
佐渡市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施連携会議について

国は、令和2年度、市町村が後期高齢者に対して保健事業と介護予防を一体的に実施できるよう法（高齢者の医療の確保に関する法律等）の整備を行いました。これは、医療・介護のレセプトデータや健診データなどを活用し、高齢者のニーズや特徴を踏まえた健康支援・相談等を行うことで、高齢者が住みなれた地域で自立した生活ができる期間の延伸やQOL（生活の質）の維持向上を図ることを目的とするものです。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（以下「一体的実施」）については、事業の企画段階から医療や福祉の関係団体と連携して取組むこととされており、佐渡市においては、「佐渡市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施連携会議設置要綱」（令和3年4月告示）を策定し、関係機関等と連携して事業を推進しております。

本日の会議では、佐渡市における一体的実施が効果的かつ効率的に実施されるよう、事業計画・実施・評価について検討をお願いいたします。

図表1 佐渡市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施連携会議 体系図



健康寿命の延伸

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施

市町村

後期高齢者医療
担当部署

国民健康保険
担当部署

地域福祉・
民生委員
担当部署

地域づくり・地域
コミュニティ
担当部署

健康づくり・
健康診査
担当部署

高齢者スポーツ・
公民館
担当部署

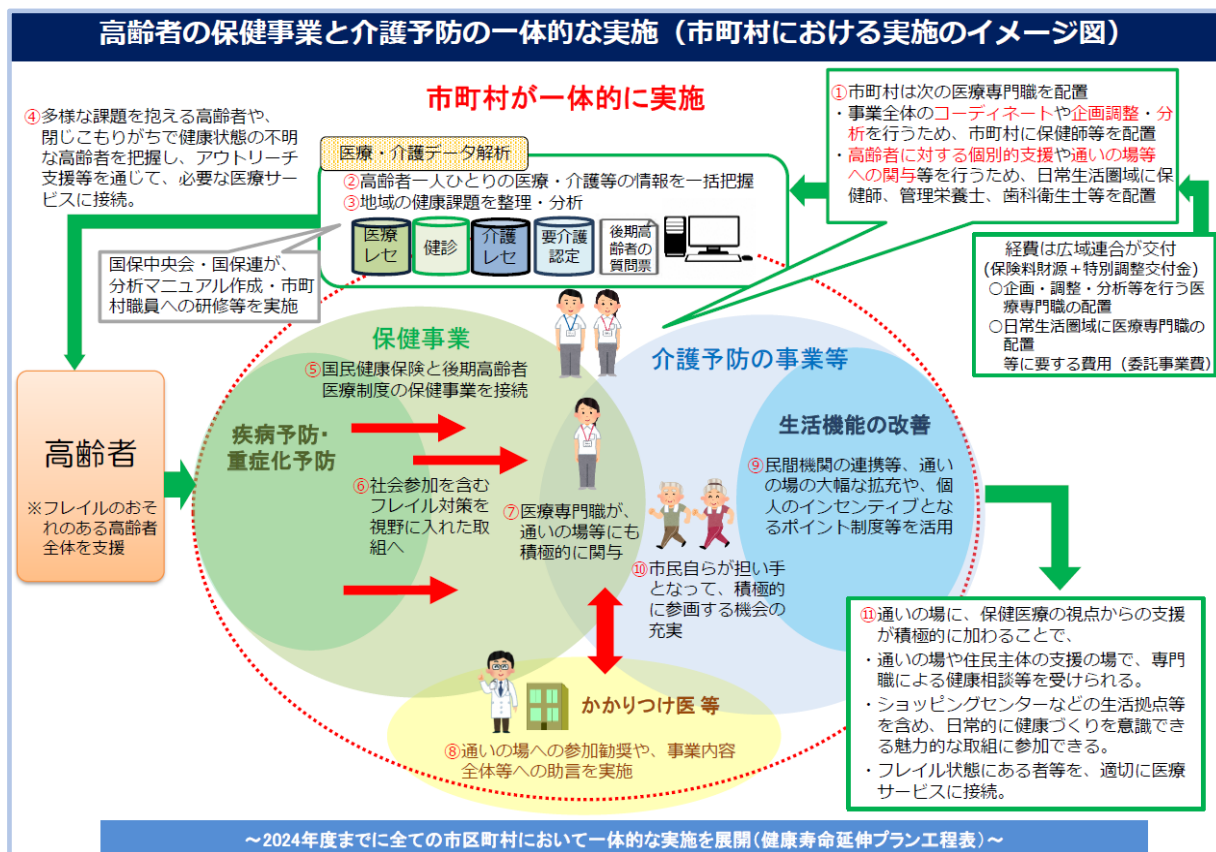
介護保険・
介護予防
担当部署

- ・ 庁内各部局間の連携体制を整備
- ・ レセプトデータ・K D Bシステム等による健康課題の分析・抽出
- ・ 事業の基本的な方針を作成
- ・ 事業の企画・関係団体との連携
- ・ 委託契約に定めた事業を適正に実施

契約に基づき保健事業を実施

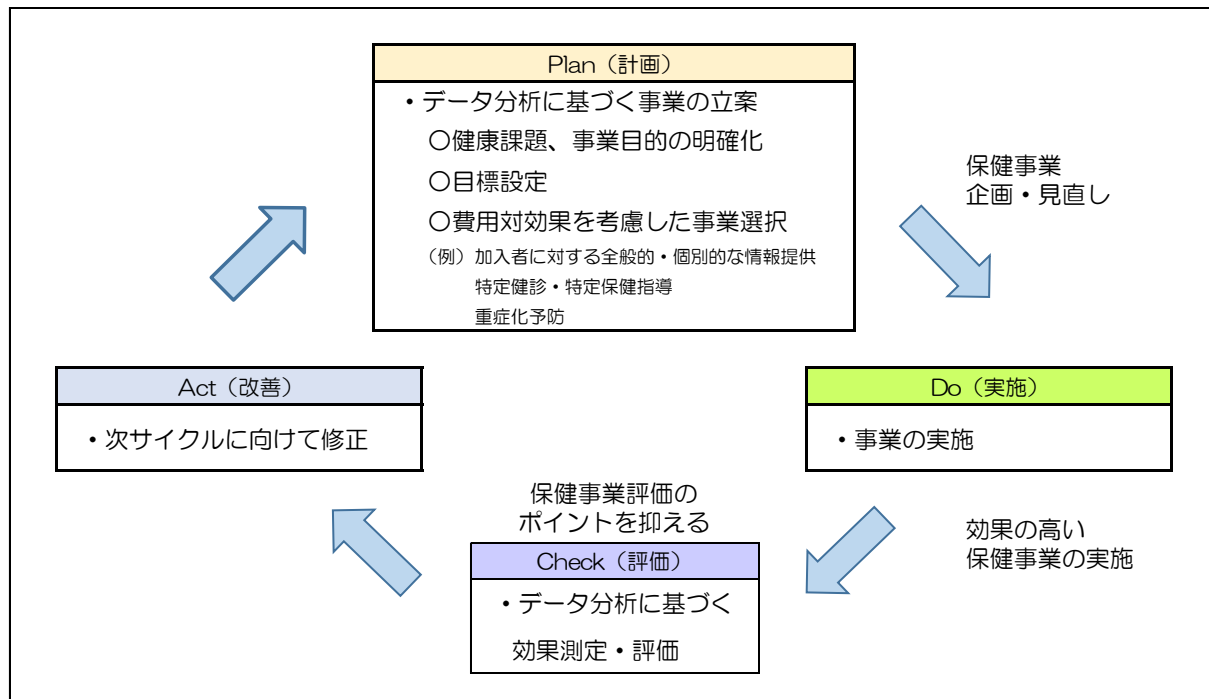
広域連合

- ・ 保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定
- ・ 健康課題におけるのデータ、情報提供
- ・ 事業の推進に向けた意見交換等を行う機会の提供
- ・ 事業の一部を委託し、実施に必要な費用を交付
- ・ 関係市町村の事業評価の支援



出典：高齢者の保健事業 基礎資料集 令和5年（厚生労働省）

PDCAサイクルを意識し、継続的に事業を実施していきます。



出典：高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版（厚生労働省）